

利用料

利用料の合計
月(30日)

円

介護保険の負担額
A・B・C

自己負担額
D

+ ④電気代

1日

円

=

円

+

円

(単位 円)

利用者負担の段階	日 数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	30日	147,670	150,098	152,699	155,161	157,554
【1割負担】 A + D	1日	4,922	5,003	5,090	5,172	5,252

以下の段階 ◇世帯全員が市民税非課税(非課税世帯と思われる方は市役所介護保険担当部署にお問合わせ下さい。)

第1段階 生活保護受給者 A + D	30日	64,270	66,698	69,299	71,761	74,154
	1日	2,142	2,223	2,310	2,392	2,472
第2段階 収入等80万円以下 A + D	30日	66,970	69,398	71,999	74,461	76,854
	1日	2,232	2,313	2,400	2,482	2,562
第3段階(1) 収入等80～120万円 A + D	30日	89,470	91,898	94,499	96,961	99,354
	1日	2,982	3,063	3,150	3,232	3,312
第3段階(2) 収入等120万円以上 A + D	30日	110,770	113,198	115,799	118,261	120,654
	1日	3,692	3,773	3,860	3,942	4,022

【2割負担】 B + D	30日	173,541	178,396	183,598	188,522	193,308
	1日	5,785	5,947	6,120	6,284	6,444

【3割負担】 C + D	30日	199,411	206,694	214,496	221,883	229,062
	1日	6,647	6,890	7,150	7,396	7,635

□含まれている費用 ○排泄用品代 ○衣類の洗濯代 □介護費用は小数点切上げ等により誤差が生じることがあります。

2 内訳 (1日あたり)

加算の内容及び加算の条件は裏面に記載。

A 【1割負担】 介護保険

項 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費(コ型施設)(単位)	670	740	815	886	955
日常生活継続支援加算Ⅱ (単位)	46	46	46	46	46
夜勤職員配置加算Ⅱ 2(□) (単位)	18	18	18	18	18
看護体制加算 I □ (単位)	4	4	4	4	4
看護体制加算 II □ (単位)	8	8	8	8	8
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (単位)	104	114	125	135	144
地域区分の上乗せ割合 1.4%(円)	12	13	14	15	16
【1割負担】 合計 A (円)	862	943	1,030	1,112	1,192

B 【2割負担】 介護保険

【2割負担】 合計 B (円)	1,725	1,887	2,060	2,224	2,384
---	-------	-------	-------	-------	-------

C 【3割負担】 介護保険

【3割負担】 合計 C (円)	2,587	2,830	3,090	3,336	3,575
---	-------	-------	-------	-------	-------

D 自己負担額 : 世帯及び本人の収入、所得等によります。(円)

項 目	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	基準額
居 住 費	880	880	1,370	1,370	2,330
食 事 費	300	390	650	1,360	1,630
おやつ代	100	100	100	100	100
計 (円) D	1,280	1,370	2,120	2,830	4,060

・食費は1日分の請求となっております。電気代は、居室の電気使用量に応じた請求となっております。
・入院外泊時(2泊3日以上)は、月6日間は負担限度額に応じた居室代に加え246単位の加算を算定した費用のご負担を、それ以降は基準額居住費の一律ご負担をお願いします。

3. 加算料金

介護保険対象内の費用：ご利用内容及び要件により加算されます。

現在、施設サービスの対象となる加算項目です。

○ 全員が対象(毎月)

△ 該当者のみ対象

	項 目	一日あたり	30日あたり	内容及び加算の条件
△	初期加算	30単位	900単位	入居日または退院日から30日以内の期間が対象
○	栄養マネジメント強化加算	11単位	330単位	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に従い栄養管理を行う
△	療養食加算	18単位	540単位	医師の指示に基づく療養食を提供した場合(一食あたり 6単位)
△	安全対策体制加算(初回のみ)		20単位/月	担当者が安全対策の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合、「入居初日」に所定単位数を加算
○	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50単位/月	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報、疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出している。
○	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10単位/月	見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行いテクノロジーの力で「利用者の安全確保」「介護サービスの質の確保」「職員の負担軽減」「ICT化の促進」を目的とし推進していく
○	日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位	1380単位	重度の要介護状態や認知症の方を受入れ、介護福祉士を一定以上(手厚く)配置して、質の高いケア及び個人の尊厳を支援していく。
○	夜勤職員配置加算Ⅱ2(□)	18単位	540単位	ユニット型。夜間帯の職員配置が基準を上回り配置、介護が困難な方に対して質の高いケアを提供する。
	夜勤職員配置加算Ⅳ2(□)	21単位	630単位	ユニット型。現行の要件に加えて、夜間帯を通じて客痰吸引等の実施できる介護職員等(特定行為業務の登録者)を配置。
○	看護体制加算Ⅰ□	4単位	120単位	定員51人以上、常勤の看護師を1名以上配置する
○	看護体制加算Ⅱ□	8単位	240単位	定員51人以上、常勤換算で看護職員数に1人加えた人数、看護職員による24時間連絡できる体制を確保している
△	(入院)外泊時費用	246単位		入院または自宅等に2泊3日以上外泊された場合(月6日を限度として月をまたいだ場合に最大12日間)
△	看取り加算Ⅰ	72単位		施設において看取り介護を行なった場合(死亡日45日前～31日前)
△	看取り加算Ⅰ	144単位		施設において看取り介護を行なった場合(死亡日30日前～4日前)
△	看取り加算Ⅰ	680単位		同上(死亡日の前々日、前日)
△	看取り加算Ⅰ	1,280単位		同上(死亡日)
○	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)		(Ⅰ) 3単位/月 (Ⅱ) 13単位/月	入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成等を行い、褥瘡発生予防に努める。
△	配置医師緊急時対応加算	325・650・1300単位/回		医師の配置等の体制を整備し、医師が施設の依頼に応じて通常時間外、早朝(6～8時)、夜間(18～22時)、深夜(22～6時)に施設を訪問し入居者の診療を行った場合
○	介護職員処遇改善加算Ⅰ	14.0%		介護費、各加算等を算定し加算率14%を乗じる
○	地域区分ごとの上乘せ割合	1.4%		福井市(7級地)総単位数に1単位あたり10.14円を割り増し

※備 考 「変更」の加算は対象となる要件のときに、お知らせ 及び 請求等の手続きをします。

その他加算は、加算の要件が整ったときにお知らせして請求等の手続きをします。